

職員が仕事と子育てを両立させることができ、かつその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年11月 1日～平成33年10月31日までの3年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・取得率を10%以上にする

女性職員・・・取得率を90%以上にする

対 策

- 平成30年11月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修を実施し、対象職員を把握した場合は、制度の周知
- 平成31年 1月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施

目標2：平成31年12月までに、子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、時間単位での取得を認めるなどの弾力的な運用）。

対 策

- 平成31年 1月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 平成31年12月～ 制度の導入、イントラネットなどによる職員への周知

目標3：子どもが保護者である職員の働いているところを見ることができる「子ども参観日」を平成32年 3月までに実施する。

対 策

- 平成31年 4月～ 検討会の設置
- 平成31年10月～ イントラネットなどによる職員への参観日実施についての周知
- 平成32年 3月～ 参観日の実施、職員へのアンケート調査、次回に向けての検討